

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1718

9月の税務

- 1, 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 2, 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得税)・法人住民税〉
申告期限…9月30日
- 3, 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 4, 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 5, 1月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…9月30日
- 6, 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 7, 消費税の年税額が4,800万円超の7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日

《もくじ》

- ◎税務のニュース
健保連／花粉症薬／保険適用外に … 2
- ◇中小企業経営者のための豆知識
不動産投資と節税
1. 不動産投資が節税対策につながる理由… 3
2. 不動産投資の賃貸収入は総合課税の対象 … 3
3. 不動産所得にかかる税金 … 4
4. 経費計上できるもの・できないもの… 4
5. 節税効果とキャッシュフローのバランスを考えよう … 6
6. 「減価償却費」 … 6
- ▲中小企業経営者のための法人税入門
第3章【費用の税務】
11 引当金
(4) 貸倒引当金の繰入限度額 … 11
- 青色申告に関するFAQ
9) 確定申告用語集
○期首 … 16
- ▼中小企業経営者のための仕訳の実例
◎棚卸減耗費の仕訳
1. 棚卸減耗費とは
(1) 棚卸減耗費の定義・意味など … 17
2. 棚卸減耗費の決算等における位置づけ等
(1) 棚卸減耗費の財務諸表における区分表示と表示科目 … 18

不動産投資と節税

納める税金はできる限り少なく抑えたい、節税できるならしたい、という方も多いのではないのでしょうか。

しかし同時に、「節税といっても何をすればいいの？」という質問も多いでしょう。今回は不動産投資と節税の関係性についてお話をさせていただきます。

1. 不動産投資が節税対策につながる理由

近年、副業として注目を集める不動産投資ですが、始めた理由を聞くと「節税になるから」という答えが返ってくる場合があります。不動産投資は家賃収入を得ることで資産を増やしていく、資産形成の方法です。

収入が増えれば、その分納める税金も高くなります。では、なぜ収入を増やす効果が期待できる不動産投資が節税になるのでしょうか。今回は不動産投資が節税対策になる理由を解説します。

2. 不動産投資の賃貸収入は総合課税の対象

不動産投資は私たちが国や地方自治体に納めている税金を減らす効果が期待できます。不動産投資の賃貸収入は「総合課税」の対象となっています。

総合課税とは、他の所得と合算して税金額を計算する制度です。総合課税の対象となる所得は以下のようになっています。

- ・ 利子所得：源泉分離課税に該当するもの及び平成28年1月1日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等を除く
- ・ 配当所得：源泉分離課税に該当するもの、確定申告をしないもの、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当で、申告分離課税を選択したものを除く
- ・ 不動産所得
- ・ 事業所得：株式等の譲渡による事業所得を除く
- ・ 給与所得
- ・ 譲渡所得：土地や建物等及び株式等の譲渡による譲渡所得を除く
- ・ 一時所得：源泉分離課税に該当するものを除く
- ・ 雑所得：株式等の譲渡による雑所得や源泉分離課税に該当するものを除く

納める税金の金額は課税所得によって決められるため、基本的には高所得者であればあるほど納税額も高額になってきます。この納める税金の額を減らすことができるのが不動産投資ともいわれています。

上述したように、不動産投資で得た所得は他の所得と合算して計算することができます。詳細は後述しますが、不動産投資にはさまざまな経費がかかります。この経費を有効活用し、帳簿上の所得を減らすことで、納める税金額を減らすことができます。

3. 不動産所得にかかる税金

まずは、不動産を取得した場合にどれほどの税金がかかるのか、そもそも不動産所得とはどういったものを指すのかを確認する必要があります。

不動産所得とは、次の三つのうち、事業所得や譲渡所得に該当する所得を除いたものを指します。

- ① 土地や建物などの不動産の貸付
- ② 地上権など不動産の上に存する権利の設定及び貸付
- ③ 船舶や航空機の貸付

多くの人にとっては①（及び②）が関係すると思われますので、今回は土地や建物の貸付にかかる部分の解説をします。

◇所得税の計算

第一に、不動産所得の金額の計算方法について解説しておく必要があります。不動産所得は、以下のように計算されます。

$$\text{総収入金額} - \text{必要経費} = \text{不動産所得の金額}$$

最終的に算出された不動産所得の金額が、所得税の課税対象額になります。つまり、必要経費が多くなればなるほど、納めるべき税金が少なくて済むという構造になります。

◇不動産とは別で給与を得ている場合

不動産収入のほかに給与を受け取っている場合には、この不動産所得の金額と、給与からなる課税対象所得を合算します。そして、合算して算出された金額が、所得税対象額となります。

例えば給与所得のうち、課税対象となる金額が700万円だとします。そこにさらに不動産所得が100万円あったとすると、所得税の課税対象額は合計で800万円となります。一方で、課税対象の給与所得が700円で、不動産所得が100万円の損失だった場合、課税対象額は700万円 + (-100万円) = 600万円となります。このように、ある所得で生じた損失を、他の所得で生じた利益と相殺することを損益通算といい、不動産所得は総合課税の対象となる他の所得と損益通算をすることができます。

なお、不動産を売却したときに得られる所得は譲渡所得に該当し、こちらは他の所得と分離して課税されるため、不動産所得や給与所得は損益通算ができませんので注意が必要です。

この不動産所得の考え方や損益通算の考え方が、節税に響いてきますので、この二つはよく覚えておきましょう。また同時に、上記の損益通算については確定申告を行なうことにより享受できるものであるため、自ら確定申告を行う必要があるという点についても心得ておきましょう。

4. 経費計上できるもの・できないもの

不動産所得に関して確定申告をする際に、何を経費として計上できるのか、反対に何が計上できないのかをしっかりと把握しておかなければなりません。

◇経費計上できるもの

根本的な考えとして、不動産投資における必要経費とは、不動産投資による収入を得るために生じた支出のことを指します。具体的には以下の項目です。

- ・管理費
エレベーターや電気設備などの建物に付随する設備の保守・点検
共用部分の清掃
法定点検業務（消防設備）
管理組合のサポート業務 などに生じるお金
- ・修繕積立金
将来の建物の劣化等に備えて計画的に建物管理会社に支払うお金
- ・賃貸管理代行手数料
- ・修繕費
入居者が退去した後の壁紙変更や破損部の取り換えなど、細かいメンテナンスに使われるお金
- ・損害保険料（火災保険料・地震保険料）
- ・租税公課
- ・借入利子
ローン返済額の利息部分
- ・減価償却費
建物、建物附属設備、器具備品などの減価償却資産の減価償却費
- ・その他
物件の確認や管理会社との打ち合わせなど、不動産所有や運営に関する交通費

◇経費計上できないもの

不動産収入を得るために必要な支出以外は経費計上されません。

- ・修繕費や各種保険料等で自宅に関わるもの
投資した不動産に自らが住んでいる場合は、その一室については収入を得るためのものとはカウントされませんので、自宅部分の修繕費等は費用計上できません。
- ・不動産売却によって生じる譲渡損
自分の所有する不動産を売却することで生じた譲渡損は、不動産所得でなく譲渡所得となる為、不動産所得の必要経費には算入できません。
ちなみに、不動産売却に伴って生じる不動産売却時の仲介手数料、測量費等、土地や建物を売るために直接要した費用、立ち退き料、建物の取り壊し費用などは計上可能です。
- ・ローン返済のうちの元本部分
- ・私生活の費用
私生活の費用なのか、不動産投資にかかる費用なのか明確に線引きする必要があります。そのため注意が必要です。

5. 節税効果とキャッシュフローのバランスを考えよう

上記の例でも確認しましたが、損益通算の考え方を利用して、不動産投資の結果を赤字にすることで、所得税が返ってくる場合があります。

会社からもらう給料のうち、課税対象所得額が700万円のケースを考えます。通常ですと所得税が

$$700\text{万円} \times 0.23 - 63\text{万}6,000\text{円} = 97\text{万}4,000\text{円}$$

となり、その分と復興特別所得税分を加算した額が自動的に源泉徴収されています。

しかし、不動産投資で100万円分赤字を出していた場合、損益通算でその年の課税対象所得は600万円となり、所得税額は

$$600\text{万円} \times 0.20 - 42\text{万}7,500\text{円} = 77\text{万}2,500\text{円}$$

となり、約20万円分が還付されます。これが、不動産投資による節税の仕組みです。

不動産投資で赤字が出ているのであれば、手元のお金が減っているのだから意味がない、という方も多いでしょう。ですが、ここでいう損失とは「帳簿上の損失」を意味し、減価償却費はここで活用します。減価償却費とは、不動産の取得費用を数年に分けて費用計上するというものです。

つまり、毎年現金支出が生じないにも関わらず、一定の費用を計上することができます。その結果、必要経費が増加し所得金額が少なくなります。不動産投資のこのような性質によって、手持ちのお金を減らすことなく税額も抑えることに繋がり、節税術の一つとして利用できるといえます。

6. 「減価償却費」

不動産投資の節税の肝といえるのが減価償却費です。不動産投資でお金を残すには利益を少なくし、税金を少なくすることです。そしてこの利益を減らすのに大きな役割を果たしているのが減価償却費です。

減価償却費とは、簡単に説明すると建物が劣化する代金を指します。建物だけに限らず、車やテレビ、冷蔵庫などのモノは時代の流れとともに劣化して、いずれ使えなくなります。今の税金制度ではこのモノの劣化代も経費として計上することができます。

減価償却していく建物には、耐用年数というものがあります。耐用年数とは、減価償却資産(建物や車など)が利用に耐えられる年数のことを指します。この耐用年数の期間については国が決めており、建物の耐用年数も構造ごとに定められています。

構 造	耐用年数
木 造	22年
鉄骨造(3mm以下)	19年
鉄骨造(3mm超え)	37年
鉄骨造(4mm超え)	34年
鉄筋コンクリート(RC)	47年

ちなみに、不動産投資時には建物と一緒に土地も購入しますが、この土地に関しては減価償却することができません。土地は建物や車と違って、時間の経過により価値が下がることはないからです。

上表のように建物の耐用年数は木造22年、鉄骨造19年～37年、鉄筋コンクリート（RC）47年で設定されており、残存年数に応じて減価償却費を計上していきます。

木造築12年、700万円の価値が付いた建物があるとします。木造建築の耐用年数は22年ですので、残り10年で建物の価値700万円はなくなります。この場合、現在の700万円の建物は1年ごとに70万円ずつ減価することになります。

この70万円が減価償却費に該当し、経費として計上することができます。もしこの建物が毎月5万円の家賃収入を生むなら、年間で60万円の収入になります。

本来なら、この60万円は課税対象になりますが、減価償却費（経費）の70万円がありますので、そのまま相殺され、帳簿上は家賃収入0円とみなされます。

もちろん、本業で給与所得を得ている方は、この減価償却費によって作られた赤字分を差し引くことができますので、減税の効果を見込むことができます。

減価償却費は現金が外に出ていかない経費でもあるため、キャッシュフローを多く残せるという魅力があります。このような理由から不動産投資で節税対策を行う場合は、物件の築年数や構造も確認しておくといでしょう。

7. 不動産投資で節税できる3つの税金

ここからは、実際に不動産投資で節税ができる税金の種類、節税につながる仕組みを解説します。

◇所得税

所得税とは利益に対してかかる国の税金です。所得税は以下の3つの計算式で求めることができます。

- ・収入 - 必要経費（サラリーマンの場合は給与所得控除） = 所得
- ・所得 - 各種所得控除額 = 課税所得額
- ・課税所得額 × 所得税率 - 控除額 = 所得税（納税額）

課税所得金額が950万円の方の場合、以下の計算式で所得税を求めます。

- ・950万円 × 0.33% - 153万6,000円 = 159万9,000円

※ 上記金額から復興特別所得税（2.1%）を加算した金額が源泉徴収されます。

課税所得額950万円の方の場合、納税する所得税は約160万円です。では、不動産投資で減価償却費などの経費を活用して、100万円の赤字が出た場合はどうなるのでしょうか。

- ・850万円 × 0.23 - 63万6,000円 = 131万9,000円

※ 上記金額から復興特別所得税（2.1%）を加算した金額が源泉徴収される。

このように、課税所得額950万円から不動産投資で出た赤字100万円分を差し引いたことで、約30万円の節税が可能になります。

所得税の税率は課税される所得金額によって7段階に分かれています。所得税の金額も、以下の速算式を使用すると簡単に求めることができますので、参考にしてみてください。

課税される所得金額	税 率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超え330万円以下	10%	9万7,500円
330万円超え695万円以下	20%	42万7,500円
695万円超え900万円以下	23%	63万6,000円
900万円超え1,800万円以下	33%	153万6,000円
1,800万円超え4,000万円以下	40%	279万6,000円
4,000万円超え	45%	479万6,000円

※ 平成25年から平成49年（2037年）までは復興特別所得税（原則としてその年分の基準所得税額の2.1%）を併せて申告・納付する

◇住民税

所得税が国に支払う国税であるのに対して、住民税は地方公共団体に納める地方税です。住民税の税率は市区町村に支払う部分が6%、都道府県に支払う部分が4%の計10%となります。また、住民税は以下の計算式で求めることになります。

・所得割額 + 均等割額 = 住民税

所得割額は個人の所得（収入）によって納税額に差が出ます。所得割額は課税所得に10%を掛け、その後調整控除を行うことで求めることができます。

一方の均等割額は、所得にかかわらず、同じ自治体に住む納税者全員が同額を納めることとなります（住民税の基本料金的な位置づけ）。住民税の調整控除ですが、課税される金額が200万円以下と200万超えで計算方法が異なります。

【課税される金額が200万円以下の場合】

(1) 所得税と人的控除額の差額合計

(2) 課税される金額

(1)と(2)のいずれか小さい額 × 5% = 調整控除額

【課税される金額が200万円以上の場合】

(1) 所得税と人的控除額の差額合計

(2) 課税される金額 - 200万円

((1) - (2)) × 5% = 調整控除額

※ 調整控除額が2,500円未満の場合は2,500円

人的控除額とは配偶者控除、扶養控除、基礎控除など、人に関する所得控除のことを指します。上記の課税所得額950万円でシミュレーションを行ってみましょう。課税所得額950万円の場合、所得税は159万9,000円です。

一方の人的控除額は、基礎控除5万円、配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円の計33万円です。この場合、人的控除額が所得税を下回っているため、今回は人的控除額に5%を掛けます。

$$\bullet 33\text{万円} \times 5\% = 1\text{万6,500円}$$

では、住民税の最終計算を行ってみましょう。

- (1) $159\text{万9,000円} \times 6\% + 3,500\text{円}$ (均等割)
= 9万9,440円 (市区町村民税)
- (2) $159\text{万9,000円} \times 4\% + 1,500\text{円}$ (均等割)
= 6万5,460円 (都道府県民税)
- (3) 9万9,940円 (市区町村民税) + 6万5,460円 (都道府県民税)
= 16万5,400円
- (4) $16\text{万5,400円} - 1\text{万6,500円}$ (調整控除) = 14万8,900円 (住民税)

課税所得額が950万の場合、1年間に支払う住民税は14万8,900円です。

では、不動産投資で100万円の赤字を出し、課税所得額が850万円 (課税所得131万9,000円) に下がったケースではどうなるでしょうか。

- (1) $131\text{万9,000円} \times 6\% + 3,500\text{円}$ (均等割)
= 8万2,640円 (市区町村民税)
- (2) $131\text{万9,000円} \times 4\% + 1,500\text{円}$ (均等割)
= 5万4,260円 (都道府県民税)
- (3) 8万2,640円 (市区町村民税) + 5万4,260円 (都道府県民税)
= 13万6,900円
- (4) $13\text{万6,900円} - 1\text{万6,500円}$ (調整控除) = 13万6,900円

こちらも所得税と同じく納めるべき税金額を減らすことができます。

◇相続税

現金で相続するより、不動産で相続したほうが税金が安く収まるというのはよく聞く話です。その理由ですが、現金は全額が相続税の課税対象となるのに対し、不動産は課税評価額が落ちるためです。

現金が5,000万円あった場合は、評価額も5,000万円のままです。一方の不動産は、土地や建物に対して一定の評価基準があり、5,000万円で購入した不動産でも相続税評価額は5,000万円よりも低くなります。

土地の評価は、一般的に路線価方式で、公示価格の約8割程度の評価額となります。また、建物に関しては固定資産税評価額を基に算出します。こちらも新築時の建築費用の約6割～7割程度の評価額となることが多いようです。

このほか、更地の土地にアパートなどの賃貸物件を建てると、その土地は貸家建付地として約20%の評価減になり「小規模宅地等の評価減」を適用すれば、さらに評価額を下げることができます。

小規模宅地等の評価減を適用した場合、土地の200㎡までの部分については評価額を50%減少させることができます。

このように、不動産投資はトータルで見ると、相続税評価額を約3割～4割ほど減少させることができます。不動産投資で節税効果が最も大きいのは、相続税といわれていますので、相続を検討する時期に入った方には非常におすすめです。

8. 節税目的で不動産投資を行うときの注意点

不動産投資は上手に活用すれば、高い節税効果を見込むことができますが、いくつか注意しておきたいポイントもあります。ここでは不動産投資で節税対策を行う際の注意点を解説します。

◇黒字による増税

前述したように、不動産投資は所得税や住民税の減税につなげることができます。しかし、その条件はあくまでも「賃貸経営で赤字を出すこと」です。

不動産投資初年度や2年目は不動産取得にかかる費用が大きいため、それらを経費として計上することで赤字を出すのは簡単です。また、減価償却費が発生している期間もやり方次第で節税を見込むことができます。

ただし、税制が改正され、不動産本体部分に関しては定率法が適用されなくなり、定額法による減価償却のみとなりました。

これによって、多額の減価償却費を計上し所得税の還付制度を用いて節税する方法は、近年では効果が薄れてしまいました。

そのため、不動産投資の節税という色合いは薄れつつあり、どちらかという資産運用をして堅実にお金を増やしていく、ということが注目されつつあります。

◇金融機関の融資が下りない

不動産所得を赤字にすることで、税金の還付を受ける方は多くいます。しかし、節税目的での赤字は金融機関からの融資が下りないという状況を招く原因にもなります。

実際に節税対策で赤字申告をしたところ、金融機関からの追加融資がNGという経験をされた不動産投資家もいます。これは金融機関から融資を受けて、次の収益用物件を購入したいという方にとっては死活問題です。

不動産投資の目的が節税のみであれば、積極的に赤字申告をしても大きな問題が起きることは少ないです。

しかし、不動産投資の目的が節税以外にもある場合は、金融機関からの融資を受けられるような体制を整えておく必要があります。自身がどのような目的で不動産投資を行いたいのかといった点もしっかりと把握しておきましょう。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

11 引当金

(4) 貸倒引当金の繰入限度額

貸倒引当金の繰入限度額は、次の(イ)と(ロ)の合計額によることとなります。

(イ) 期末金銭債権のうち、その一部が回収不能となっている**損失見込債権**で、個別に評価するもの→

従前の債権償却特別勘定の繰入基準に相当する基準で計算した回収不能見込額

(ロ) 期末金銭債権のうち、上記(イ)の債権以外の債権で、一括して評価するもの→

大会社（資本金1億円超の場合）

実績割合で計算した金額

中小会社（資本金1億円以下の会社(注)の場合）

次のイ又はロの金額のいずれかを選択適用した金額

イ **実績割合**で計算した金額

ロ **法定割合**で計算した金額

(注) たとえ資本金が1億円以下の会社であっても、

- ・ 資本金が5億円以上の会社に100%株式を所有されている場合
- ・ 資本金が5億円以上の**複数の会社**に100%株式を所有されている場合には、この特例の適用がありません。

以上を図示すると、次のようになります。

貸倒引当金の繰入限度額は、**㉠**と**㉡**とに分けて別々に計算します。
したがって、繰入も戻入も**㉠**と**㉡**とに分けて、区分してすることになります。
個別評価する場合の「従前の債権償却特別勘定の繰入基準に相当する基準」により計算する回収不能見込額は、次の4つの事実により計算した金額となります。

① 長期棚上げの金銭債権

特別の事由が生じたことにより、その弁済が猶予され、または賦払により弁済されることとなった場合、回収不能見込額は、

対象金銭債権	—	特定の事由が生じた年度 終了の日の翌日から5年 間の弁済予定金額	—	担保権の実行等 により取立て等の 見込みがある金額
--------	---	--	---	---------------------------------

で計算した金額となります。

特定の事由とは、

会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定、破産法による強制和議の認可の決定、商法による特別清算に係る協定の認可等

合理化基準により負債整理が定められている債権者集会の決定等をいいます。

② 実質的に回収不能が生じている金銭債権

金銭債権（①を除く）の債務者の債務超過の状態が相当期間継続してその事業に好転の見通しが無いこと等により、その金銭債権の一部の金額について、取立て等の見込みが認められないこととなった場合、回収不能見込額は、

対象金銭債権	—	担保権の実行等により取立て 等の見込みが認められる金額
--------	---	--------------------------------

で計算した金額となります。

③ 形式要件が生じた金銭債権

金銭債権（①、②を除く）の債務者について、一定の事実が生じた場合、回収不能見込額は、

$$\left[\begin{array}{l} \text{対象} \\ \text{金銭} \\ \text{債権} \end{array} - \begin{array}{l} \text{債務者から受け入} \\ \text{れた実質的に債権} \\ \text{と認められない金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{担保権の実行等} \\ \text{により取立て等の} \\ \text{見込みがある金額} \end{array} \right] \times 50\%$$

で計算した金額となります。

一定の事実とは、

会社更生法等による更生手続開始の申立て、民事再生法による再生手続開始の申立て、破産法によるの申立て、商法による整理開始又は特別清算開始の申立て

手形交換所による取引停止処分、いわゆる**不渡手形**

をいいます。

④ 外国の公的債権

外国の政府、中央銀行等への金銭債権のうち、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる場合に、回収不能見込額を計算します。

一括評価する場合の対象となる債権は、

一般売掛債権等

損失見込債権のうち、個別評価しなかったもの

です。

ご注意ください。

さらに、一括評価する場合の注意点は、

実質的に債権とみられないものの金額

です。

もし、実質的債権とみられないものの金額があれば、
法的割合を適用するときのみ
その金額を売掛債権から差し引いて
繰入限度額を計算することになります。
ご注意ください。

実質的に債権とみられないものの金額とは、
例えば、貴社がA社に対して、
 売 掛 金 200万円
 受 取 手 形 100万円
があり、
そして、A社からの
 買 掛 金 200万円
があるとします。

A社 売 掛 金	200万円	A社 買 掛 金	200万円
A社 受 取 手 形	<u>100万円</u>		
計	<u>300万円</u>	計	<u>200万円</u>

この場合、
 A社への債権合計 300万円
 A社からの債務合計 200万円
となっており、これを相殺すれば、
 300万円 - 200万円 = 100万円
正味100万円だけ、貴社はA社に対して売掛債権があるのと同じ結果になります。
そこで、この実質的に債権とみられない200万円は、売掛債権からマイナスすることになります。

また、B社に対して、
 売 掛 金 400万円
 受 取 手 形 300万円
 支 払 手 形 200万円
 買 掛 金 800万円
の債権債務があったとした場合、
 債 権 合 計 700万円
 債 務 合 計 1,000万円
となり、実質的に債権とみられないものの金額は、債権の金額700万円を限度としますので、700万円となります。

B社 売掛金	400万円	B社 買掛金	800万円
B社 受取手形	<u>300万円</u>	B社 支払手形	<u>200万円</u>
計	<u>700万円</u>	計	<u>1,000万円</u>

すなわち、実質的に債権とみられないものの金額、というのは、
同じ相手に対する
債権合計額と
債務合計額との
いずれか少ない方の金額
 ということになります。

また、この実質的に債権とみられないものの金額を、基準年度（平成27年4月1日に存在していた会社については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した事業年度となります）の実績割合で計算することもできます。

一括評価する場合の「実績割合」

$$\left(\frac{A \times \frac{12}{\text{左の各事業年度の月数}}}{B \div \text{左の各事業年度の数}} \right) = \text{(小数点4位未満切上げ)}$$

$$A = \begin{array}{l} \text{その事業年度開始の日前3年} \\ \text{以内に開始した各事業年度の} \\ \text{売掛債権の貸倒損失の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その各事業年度} \\ \text{の個別評価分の} \\ \text{引当金繰越額} \end{array}$$

$$- \begin{array}{l} \text{その各事業年度} \\ \text{の個別評価分の} \\ \text{引当金戻入額} \end{array}$$

$$B = \begin{array}{l} \text{その事業年度の開始の日前3年以内} \\ \text{に開始した事業年度終了の時に} \\ \text{おける売掛債権の帳簿価額の合計額} \end{array}$$

(注) 税制改正

平成24年4月1日以後開始事業年度から、税法上、貸倒引当金の繰入れの対象となる会社は、

- ・ 銀行、保険会社その他これらに類する法人
- ・ 中小法人等（資本金が5億円以上の1社又は複数の会社に100%株式を所有されている会社は除く）

と限定されました。

青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○期首 | 会計年度（事業年度）の始まる日

期首とは、会計期間の最初の時点をいい、期末とは会計期間の最後の時点をいいます。

例えば、3月決算の会社を例に考えてみましょう。

3月決算の会社とは4月1日から翌年の3月31日までを会計期間とする会社です（学校と同じイメージです）。この場合、会計期間の最初の日である4月1日が期首、会計期間の最後の日である3月31日が期末となります。

なお、この会計期間の最後の日である3月31日は決算日などともいいます。

個人事業主の場合、税金との関係により、1月1日から12月31日の1年間を会計期間としますので、個人事業主の期首は1月1日、期末が12月31日となります。

期末（決算日）は1年の最後の日なので、会計上は様々な処理（決算整理）が必要となります。1年の最後12月31日に大掃除を行うのと同じようなことを簿記や会計でも行うこととなります。

このように、個人事業主の場合は税金計算（確定申告）との関係で必ず1月1日から12月31日までの1年が会計期間となります。

一方、会社の場合はそのような決まりはありませんので、様々な会計期間や期首・期末があります。例えば、9月決算と呼ばれる会社の期首と期末はどのようになるのでしょうか。

9月決算と呼ばれる会社は、9月の末日を期末（決算日）とする会社ですので、10月1日が期首、翌年の9月30日が期末となります。

では、2月20日決算と呼ばれる会社の期首と期末はどのようになるのでしょうか。

3月決算	4月1日を期首、3月31日を期末とする会社です。学校の学年と同じイメージです。
9月決算	10月1日を期首、9月30日を期末とする会社です。
12月決算	1月1日を期首、12月31日を期末とする会社又は個人事業主です。個人事業主は確定申告との関係でこの期間を会計期間とします。
2月20日決算 (2月決算)	2月21日を期首、翌年の2月20日を期末とする会社です。スーパーなどの小売業でみられる会計期間です。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎棚卸減耗費の仕訳

1. 棚卸減耗費とは

(1) 棚卸減耗費の定義・意味など

棚卸資産の管理について継続記録法を採用し、かつ、期末に実地棚卸を行っている場合、商品有高帳などの帳簿上の在庫数量と実地棚卸により判明する実際の在庫数量とに差が生じる場合がある。これは保管中や運送中などにおける盗難や紛失など様々な原因により発生するものと考えられるが、このような在庫数量の目減り分を棚卸減耗という。

棚卸減耗による損失分は、減耗数量に、単価（先入先出法や平均原価法などで算定）を乗じた金額を「棚卸減耗費」又は「棚卸減耗損」として当期の費用に計上し、処理することが必要となる。

(2) 棚卸減耗費の別名・別称・通称など

◇棚卸減耗損

棚卸減耗費は棚卸減耗損ともいう。

(3) 棚卸減耗費の目的・役割・意義・機能・作用など

◇期末商品の評価

商品の在庫数量には、棚卸の種類（帳簿棚卸と実地棚卸）に対応して、次の2つの種類がある。

① 帳簿棚卸数量

帳簿棚卸により（具体的には商品有高帳にもとづいて）算定された在庫数量

② 実地棚卸数量

実地棚卸により実際に調べた在庫数量

期中においては、商品の在庫管理は、通常、帳簿（商品有高帳）上で行って帳簿棚卸数量（帳簿有高）を算定する（継続記録法）。ただし、その記録の正確性を確認するために、定期的に（注）実地棚卸を行って実地棚卸数量を調べ、帳簿棚卸数量との照合を行う。

（注） 棚卸減耗の調査は、期末に一度、期末商品の評価においてなされるのが一般的である。

本来であれば、両者は一致する。しかし、商品の盗難（万引き）・紛失や入力ミスなどにより、帳簿棚卸数量よりも実地棚卸数量のほうが少ない場合がある。この減少分が棚卸減耗である。

棚卸減耗があった場合は、決算整理事項のひとつ（期末商品の評価）として、これを費用とみて期末商品棚卸高から控除する処理を行う。

棚卸減耗費は、この会計処理で用いられる勘定科目である。

2. 棚卸減耗費の決算等における位置づけ等

財務諸表における棚卸減耗費の区分表示と表示科目

◇区分表示

棚卸減耗費は、その原価性の有無により損益計算書における表示区分が異なる。

・原価性がある場合

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 売上原価 > 棚卸減耗費

または

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 棚卸減耗費

・原価性がない場合

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業外損益の部
> 営業外費用 > 棚卸減耗費

または

損益計算書 > 特別損益の部 > 特別損失 > 棚卸減耗費

3. 棚卸減耗費の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

使用する勘定科目・記帳の仕方等

◇期末（決算時）

（決算整理仕訳（期末商品の評価））

・棚卸減耗費・繰越商品

期末の実地棚卸により帳簿棚卸数量よりも実地棚卸数量のほうが少ないことが判明した場合、その減少分（棚卸減耗）の金額を棚卸減耗費勘定（費用）の借方に記帳して費用計上するとともに、繰越商品勘定（資産）の貸方に記帳してこれを減少させる。

(2) 棚卸減耗費の計算方法

棚卸減耗費は、次の計算式により算定・算出をする。

棚卸減耗費 = 商品 1 個あたりの原価 × (帳簿棚卸数量 - 実地棚卸数量)

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 代金の早期回収があったとき

例題 材料の当期仕入並びに払出しは、次のとおりである。

前期繰越	1,000個	単価	100円	100,000円
当期仕入	上期	5,000個	単価	120円
	下期	5,000個	単価	140円
当期中使用料	9,000個			1,300,000円

期末実地棚卸数量 1,500個

数量差異の原因

350個：災害による損失量

100個：経常的減耗量

50個：運送中の不注意による損失量

先入先出法採用

期末

繰越商品	280,000	仕入	280,000
棚卸減耗損	49,000	繰越商品	49,000
棚卸減耗損	14,000	繰越商品	14,000
棚卸減耗損	7,000	繰越商品	7,000

- ★ポイント★① 表示上、損益計算上は、
350個49,000円は特別損失
100個14,000円は売上原価の内訳科目
50個7,000円は営業外費用
となる。ただし、金額の重要性を考慮する。
- ② 品質低下等評価損も、処理は上記と同じである。

4. 棚卸減耗費の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

不課税取引（課税対象外）

棚卸減耗費は消費税の課税対象外である。

消費税法基本通達

（資産の廃棄、盗難、滅失）

- 5-2-13 棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していた若しくは供すべき資産について廃棄をし、又は盗難若しくは滅失があった場合のこれらの廃棄、盗難又は滅失は、資産の譲渡等に該当しないことに留意する。